

船舶事故調査報告書

平成25年10月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成24年9月1日（土） 07時20分ごろ
発生場所	福岡県 ^{あしや} 芦屋町芦屋港北方沖 芦屋港北防波堤灯台から真方位006° 2,300m付近 （概位 北緯33° 55.2′ 東経130° 39.1′）
事故調査の経過	平成24年10月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーモーターボート リトルポンド、2.6トン 290-62441福岡、個人所有 7.20m×2.59m×1.64m、FRP ガソリン機関、110.30kW、平成24年5月
乗組員等に関する情報	船長 男性 60歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年1月25日 免許証交付日 平成22年1月25日 （平成27年1月24日まで有効） 同乗者A ₁ 男性 55歳 A ₂ 男性 54歳 A ₃ 男性 不詳
死傷者等	重傷 2人（同乗者A ₁ 及びA ₂ ）、軽傷 1人（同乗者A ₃ ）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船長の友人の同乗者A ₁ 、同乗者A ₂ 及び同乗者A ₃ を乗せ、平成24年9月1日07時20分ごろ、芦屋港北方沖を速力約30km/hで北進中、波高約1.5mのうねりを受けて船首が急激に持ち上げられてジャンプしたのち、うねりの谷間に落下した。 同乗者A ₁ 及び同乗者A ₂ は、操舵区画の後方において、片手で取っ手又は舷側をつかんで中腰でいたが、船体が落下したとき、甲板に尻餅をつき、腰に強い衝撃を受けた。 船長は、同乗者A ₁ 及び同乗者A ₂ が痛みを訴えたため、出発地に戻り、要請した救急車で同乗者A ₁ 及び同乗者A ₂ が病院に搬送され、同

	乗者A ₁ は、骨盤骨折等、同乗者A ₂ は、腰椎破裂骨折等と診断され、同乗者A ₃ は、膝を打撲したが治療は受けなかった。
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 1</p> <p>海象：うねり 波向 北北西、波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の中央期</p> <p>平成24年8月28日から31日にかけて台風14号及び15号が、連続して九州西側海上を北上したものの、いずれも31日には温帯低気圧となり、本事故発生当時、雷、強風、波浪各注意報がいずれも解除されていたが、九州北部沿岸にはうねりが残っていた。</p>
その他の事項	<p>船長は、小型船舶操縦士の免許を取得後、プレジャーボートの所有は2隻目であり、本事故発生海域の操船には慣れていた。</p> <p>本船の座席は、操舵区画に1席あり、操舵区画の後部に取っ手が2個ついていた。</p> <p>船長及び同乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、芦屋港北方沖を北進中、速力約30km/hで航行していたことから、うねりを受けたところ、船首が持ち上げられたのち、うねりの谷間に落下した際、同乗者A₁及び同乗者A₂が腰から甲板に落下して骨盤骨折等によって負傷し、また、同乗者A₃が膝を打撲して負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、芦屋港北方沖を北進中、速力約30km/hで航行していたため、うねりを受けたところ、船首が持ち上げられたのち、うねりの谷間に落下した際、同乗者A₁及び同乗者A₂が腰から甲板に落下し、また、同乗者A₃が膝を打撲したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象海象や本船の状況に応じ、安全な速力で航行すること。